改正後

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）

第一条の二　法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の十の規定を準用する。

（政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等）

第三条の二　［略］

2　政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額（第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［六　略］

［3　略］

4　政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第九条の七第二項又は第八項　控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

［二　略］

（個人の事業税に係る申告書の様式等）

第六条の七　［略］

（申告書の付記事項）

第六条の八　法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

改正前

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）

第一条の二　法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の八の規定を準用する。

（政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等）

第三条の二　［同上］

2　政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　同上］

五　政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額（第四項第一号及び第十条の二の四第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［六　同上］

［3　同上］

4　政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第九条の七第二項又は第八項　控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（第十条の二の四第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

［二　同上］

（個人の事業税に係る申告書の様式等）

第七条　［同上］

（申告書の付記事項）

第七条の二　［同上］

［一　同上］